

# 安全データシート

1. 物質の定義と調査/事業所
- 1.1 物質の定義と調査  
商品名 N-8000レッド
- 1.2 会社/事業所の認定  
会社 永大化学株式会社  
電話番号 0572-22-7218

2. 組成/成分の情報
- 2.2 組成/情報(調査)
- 2.2.1 組成:固溶体  
Cas-No. 通称  
02184-95-2 セレン硫化カドミウム含有インクルー  
ジョンピグメント  
65997-18-4 フリット化学物質

## 2.2.2 有害成分

成分	酸化ジルコニウム ZrO <sub>2</sub>	酸化カドミウムの カドミウム分として
含有率(%)		0-5
PRTR法(政令番号)		60
労安法施行令別表第九	312	130

3. 有害の表示  
吸入、飲み込んだ場合、有害。  
蓄積性影響の危険性  
胎児に危険性を及ぼす恐れあり。
4. 応急処置
- 4.1 一般的注意事項  
万一被害を被った場合には、有害成分に関する情報、2. 1.2項あるいは2. 2.2項を参照のこと。事故にあった場合、あるいは気分が悪くなった場合には、医学的助言を直ちに求めること。
- 4.2 吸入  
被害に遭った人間を危険個所より運び出すこと。身体を温めて、楽な姿勢に保ち、毛布を掛けてやること。
- 4.3 皮膚接触  
チクチクするようなら、医者に見せる事。
- 4.4 目に入った場合  
直ちに、少なくとも5分間はまぶたを開いたまま、水で目をよく洗うこと。
- 4.5 摂取  
水で患者の口を良く洗うこと。治療を受けること。
- 4.6 医師に対する指示  
吸入 : 関連した量を吸入した後は肺の洗浄をすること。尿の金属量検査でその負荷量を制限する。必要な場合、薬の投与をおこなう。  
皮膚接触 : 症状に応じた治療をおこなうこと。  
目に入った場合 : 症状に応じた治療をおこなうこと。  
飲み込んだ場合 : 直ちに手当てをする。(素人によってでも行うこと。)ガラスコップ1杯の飽和硫酸ナトリウム水溶液を飲みます。  
医師に対し : 胃腸器官から毒物を取り除く。まだ飲ませていないなら、飽和硫酸ナトリウム水溶液を飲みます。尿の金属量検査で、その負荷量を制限する。必要な場合、薬の投与をおこなう。

- 5. 消火対策
  - 5.1 消火剤  
化学火災の場合の通常対策
  - 5.2 安全上使用していけない消火法
  - 5.3 物質あるいは調合中、可燃物質、発生ガスから生じた特別な被害爆発性ガス、煙を吸入しないこと。  
化学火災に対する通常的手段
  - 5.4 消防士の特殊な防火装備  
化学火災に対する一般的な対策
  
- 6. 不慮の事故の場合の処置
  - 6.1 人的予防  
作業者はなるべく商品から距離をおき、外気が入る所にいること。  
保護具を身につけること(第8項参照)
  - 6.2 環境対策  
地方庁や国の機関によって発令されている法令を遵守して、特別な管理を必要とする廃棄物の処理を行うこと。(第13項参照のこと)
  - 6.3 清掃の方法  
機械的に吸引する、そして適当な容器に集める。
  - 6.4 その他の注意事項  
粉塵を出さない  
万一、事故が起きた場合、あるいは気分が悪くなった場合は、直ちに医師の診断を受けてください。
  
- 7. 取扱いおよび保存
  - 7.1 取扱い  
この商品の取扱いについては良く訓練を受けた人だけに限ります。粉塵を立てないで下さい。必要なら通風装置を取り付けること。  
接触を避ける-使用前には特別な指導を受けること。
  - 7.2 保管  
容器は乾燥させ、密閉しておく、たとえ空の場合でも、鍵を掛けて保管して許可を受けた技術専門家もしくは責任者しか鍵を扱えないようにしておく。  
この商品はわずかに水を汚す。  
取扱いおよび保管に関し、国および地方の法律を遵守すること。
  
- 8. 接触の管理/人的保護
  - 8.1 技術装置の追加説明  
この商品を取り扱う場合、作業所の空気を定期的に測り、製品を扱う従業員は、定期的な医師の診断を受けること。
  - 8.2 成分の許容限度  
許容濃度: 日本産業衛生学会(1996年度) 吸入性粉塵 2mg/m<sup>3</sup>  
総粉塵 8mg/m<sup>3</sup>
    - 8.2.1 人的保護
    - 8.3.1 一般的防止法  
休憩前と仕事の終了時には顔や手を洗うこと。  
接触を避ける。使用前には特別な指示を受けること。
    - 8.3.2 呼吸の保護  
作業場での最大許容濃度が超えている場合は、BS2091ダスト:Bを適用してください。
    - 8.3.3 目の保護  
化学品を取扱う一般的予防対策を遵守すること。
    - 8.3.4 皮膚の保護  
特に新たな助言がない限り、特別な保護具を付ける必要はありません。
    - 8.3.5 手の保護

特に新たな助言がない限り、特別な保護具を付ける必要はありません。

9. 物理的・化学的性質
  - 9.1 外観
    - 9.1.1 物理状態: 固体
    - 9.1.2 色調: 赤
    - 9.1.3 臭気: 無し
  - 9.2 安全に関連したデータ
  - 9.3 他のデータ
  
10. 安全性と反応性
  - 10.1 避けるべき条件  
正しい取扱いと保管している限り、危険性のある反応がおきることは示されていない。
  - 10.2 避けるべき物質  
(もし該当する物質があれば、下記の製品の個々の組成に関する情報を提示します。)
  - 10.3 危険分解性物質  
(もし該当する物質があれば、下記の製品の個々の組成に関する情報を提示します。)
  - 10.4 その他の情報
  
11. 毒性についての情報
  - 11.1 物質のデータ、即効性  
(調合中ある組成が影響を与える)  
この製品に対する特別な情報はありません。(もし該当していれば、組成の情報が下記に示されます。)
  - 11.2 短期および長期にわたる接触による中毒の影響  
この製品に対する特別な情報はありません。(もし該当していれば、組成の情報が下記に示されます。)  
蓄積性影響の危険  
胎児に悪影響を及ぼす可能性あり。
  - 11.3 人  
この製品を取扱うことによって、有害な悪影響が生じるという報告は現在のところありません。
  - 11.4 その他の情報
  
12. 環境の情報
  - 12.1 除去のデータ(残存性と退効性)  
排水処理施設で機械的に分離可能
  - 12.2 環境区分での反応  
わずかに水を汚染。
  - 12.3 環境への影響  
調査されていない製品。(もし該当していれば、組成の情報が下記に示されます。)
  - 12.4 その他の情報
  
13. 廃棄上の注意  
産業廃棄物業者により処分して下さい。
  
14. 輸送上の注意  
水漏れに留意して下さい。

15. 主な適用法令

適用法令	酸化ジルコニウム ZrO <sub>2</sub>	酸化カドミウム CdO
* 労働安全衛生法 法第65条の2作業環境評価基準		○
* 労働安全衛生法 施行令第18条名称等を表示すべき有害物質		○
* 労働安全衛生法 法第57条の2施行令第18条の2別表9等を通知すべき有害物	○	○
* 水質汚濁防止法施行令第2条有害物質 排出基準を定める総理府令第1条		○
* 消防法 第9条の2貯蔵等の届出を要する物質。 危険物の規制に関する政令第1条の10		○
* 大気汚染防止法施行令第1条有害物質		○
* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法第2条第5項、施行令第2条の4特別管理産業廃棄物		○
* 海洋汚染防止法施行規則第30条の2の3 運輸省告示、個品 送PP		○
* 化学物質管理促進法(PRTR法) 特定第1種指定化学物質、政令番号60		○
* 化学物質管理促進法(PRTR法) 第1種指定化学物質、政令番号230		○

16. その他

- 16.1 危険、有害性の評価は必ずしも充分ではないので、取扱いには充分注意してください。
- 16.2 記載内容のうち、物理、化学的性質等の値は保証値ではありません。
- 16.3 注意事項については、通常の実験を対象としたものですので、特殊な取扱いについては、新たに用途、用法に適した安全対策を実施の上御使用下さい。

問い合わせ場所 : 永大化学株式会社  
 所在地 : 岐阜県多治見市白山町5丁目38番地  
 電話番号 : 0572-22-7218  
 F A X 番号 : 0572-25-8428